

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

1 上告代理人四位直毅ほかの上告理由第1点及び第4点について

【要旨】原審の適法に確定した事実関係の下において，本件職務命令が憲法21条1項，2項前段に違反するものでないことは，最高裁昭和44年（あ）第1501号同49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁，最高裁昭和52年（オ）第927号同58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793頁，最高裁昭和57年（行ツ）第156号同59年12月12日大法廷判決・民集38巻12号1308頁の趣旨に徴して明らかであり，また，本件職務命令が憲法23条，26条に違反するものでないことは，最高裁昭和43年（あ）第1614号同51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁の趣旨に徴して明らかである（最高裁昭和61年（オ）第1428号平成5年3月16日第三小法廷判決・民集47巻5号3483頁参照）。したがって，これと同旨の原審の判断は正当である。論旨は採用することができない。

なお，被上告人Bに対する上告については，所論の違憲の主張はその前提を欠くものである。

2 同第2点，第3点及び第5点について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，違憲及び理由の不備・食違いをいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，上記各項に規定する事由に該当しない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 島田仁郎 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉
徳治 裁判官 才口千晴)